

春日井市スポーツ推進委員被服貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に対してその活動に必要な被服の貸与に関する事項を定めることを目的とする。

(貸与品及び貸与期間)

第2条 市は、委員に対し、次の表に定める貸与品（以下「貸与品」という。）を貸与することができる。

貸与品		数量
ウインドブレーカー	上衣	1
	ズボン	1
夏用運動服	上衣	1
	ズボン	1
ポロシャツ	半袖	1
	長袖	1
その他委員の活動に必要な被服		1

2 貸与期間は、委員の任期とする。ただし、委員の申出により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(着用制限)

第3条 貸与品の貸与を受けた委員（以下「被貸与委員」という。）は、委員の活動中に限り、貸与品を着用することができる。

(管理)

第4条 被貸与委員は、貸与期間中の貸与品については、清潔な状態で管理をし、使用するものとする。

2 被貸与委員は、貸与品の補修等その維持管理に要する費用を負担するものとする。

(処分等の禁止)

第5条 被貸与委員は、貸与品を他人に貸与し、又は処分してはならない。

(返納)

第6条 被貸与委員は、解嘱等の事由により委員の資格を失ったときは、貸与品を返納しなければならない。

(賠償)

第7条 被貸与委員は、貸与期間中に貸与品を故意又は重大な過失により毀損又は亡失したときは、その損害の相当額を賠償しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。